

# 国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業の今後の方向性について

厚生労働省 医政局医事課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 現行の臨床修練制度と国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業

## 現 行 制 度

### 指定病院

### 診療所

## 国 家 戰 略 特 区

### 診療所

○厚生労働大臣の指定する病院  
(指定基準は厚生労働省において定める) 【法律】

○修練医に対する厚生労働大臣の許可 【法律】

○指導医による実地の指導監督【法律】

○厚生労働大臣の指定する診療所 (指定基準は厚生労働省において定める) 【法律】

○指定病院と緊密な連携体制を確保することについて当該指定病院の同意 【施行規則】

○修練医に対する厚生労働大臣の許可 【法律】

○指導医による実地の指導監督【法律】

○以下要件を満たす区域計画に係る厚生労働大臣の同意と内閣総理大臣の認定 【特区法】

- ・診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること
- ・指導医による指導監督に係る体制が確保されていること

○修練医に対する厚生労働大臣の許可 【法律】

- ・地域の医療関係者との密接な連携 【通知】

○指導医による実地の指導監督【法律】

## 現行の臨床修練制度の利用状況

- 病院における制度の利用が全体のほとんどを占める。診療所における利用は少ない。
- 診療所は病院に比べて、医師の数や標榜している診療科の数も少なく、設備も乏しい。診療所で行われる臨床修練は、相対的に、外国人医師への指導監督体制や有害事象発生時の対応に一定の限界があると考えられる。

○過去7年の診療所数及び外国人医師数の推移（※R7は令和7年12月15日現在）

	年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7※
全体A	施設数	3	7	3	8	12	13	8
	人数	182	40	34	145	210	224	174
診療所B	施設数	0	1	0	0	1	1	1
	人数	1	0	0	4	2	1	3
割合B/A	施設数	0%	14.2%	0%	0%	8.3%	7.6%	12.5%
	人数	0.5%	0%	0%	2.7%	0.9%	0.4%	1.7%

# 現行の臨床修練制度における指定・許可の具体的な基準について

- ・ 現行の臨床修練制度における臨床修練病院等の指定及び外国医師等の臨床修練許可の具体的な基準は、以下の通り定めている。
- ・ 外国医師等を受け入れる病院・診療所においては、あらかじめ施設の指定を受ける必要がある。その上で、外国医師等の受け入れの際には、受入計画について厚労省の許可が必要。

## 診療所の指定基準

1. 大学附属病院
2. 臨床研修指定病院（医師法第16条の2第1項の規定による）
3. 国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第4条第1項の規定による）

※2及び3の病院については、「①外国医師等に対し研修実績がある」、「②具体的な受入計画がある」又は「③受入体制が確立している」のいずれかに該当すること。

4. その他の病院（略）

## 5. 診療所

受入専門分野を特定し、当該分野が次の条件のすべてを満たす診療所

- (1) 臨床修練病院等の指定を受けている1～3の病院と外国医師等の指導監督及び臨床修練の場面において、緊密な連携をすることについて、当該病院の同意を得ている診療所であること。
- (2) 受入体制が確立していること。
- (3) 外国医師等の研修や医療に関する国際交流などの実績、又は具体的な計画があること。

## 外国医師等の臨床修練許可基準

1. 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国している（しようとしている）こと
2. 医業又は歯科医業を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有すること〔医科大学において、5年以上（専門課程：4年以上）の一貫した西洋医学を修業していること。〕
3. 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を取得した後3年以上診療した経験を有すること
4. 患者に与えた損害を賠償する能力を有すること
5. 次の事項に該当しないこと（診断書の提出）
  - (1) 目の見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者
  - (2) 精神機能の障害がある者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者
6. 臨床修練計画書及び承諾書の提出  
次の事項について臨床修練指定病院等の長及び臨床修練指導医・指導歯科医が承諾した旨の書面を提出
  - (1) 臨床修練を行おうとする病院等の名称
  - (2) 臨床修練を行おうとする分野
  - (3) 臨床修練を行おうとする期間
  - (4) 臨床修練指導医・指導歯科医の氏名

# 国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を活用する場合の臨床修練制度の (指定・) 許可の具体的な基準

- ・区域計画に定められた診療所は特区法の要件を満たせば臨床修練制度の指定を受けたとみなされる。医師の臨床修練許可は現行制度のまま。
- ・別途通知において、特区法の要件を補足するとともに、診療所が有害事象発生時においても地域で連携することによって医療の安全性を担保する観点から、外国医師の臨床修練許可に際して、診療所が地域の医療関係者と密接に連携していることを求めている。

## 国家戦略特別区域法における外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例の施行について（通知）平成27年9月1日局長通知

### 第2 臨床修練等特例法の特例の内容

1 現在、診療所が臨床修練等特例法第2条第4号に規定する臨床修練（以下単に「臨床修練」という。）を行うためには、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和62年厚生省令第47号）第1条第2項の規定に基づき、臨床修練等特例法第2条第5号の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保されていることが必要とされており、病院と診療所とが地域包括ケアのモデルとなるような状況にあることを想定している。

一方、今回の臨床修練等特例法の特例では、国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業（国家戦略特別区域内において、臨床修練等特例法第2条第6号に規定する臨床修練外国医師、同条第7号に規定する臨床修練外国歯科医師及び同条第8号に規定する臨床修練外国看護師等が臨床修練を行う診療所を確保する事業をいう。以下「国家戦略特区臨床修練診療所確保事業」という。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該区域計画に定められた国家戦略特区臨床修練診療所確保事業に係る診療所は、臨床修練等特例法第2条第5号に規定する臨床修練病院等となったものとみなすこと。

2 前項の区域計画には、国家戦略特別区域法第8条第2項第4号に掲げる事項として、次に掲げる要件のいずれにも該当する診療所を国家戦略特区臨床修練診療所確保事業に係る診療所として定めるものとすること。

- 当該診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること。
- 臨床修練が適切に行われるための臨床修練等特例法第2条第9号に規定する臨床修練指導医、同条第10号に規定する臨床修練指導歯科医及び同条第11号に規定する臨床修練指導者による指導監督に係る体制が確保されていること。

### 第3 留意事項

1 区域計画に定められた国家戦略特区臨床修練診療所確保事業に係る診療所が臨床修練の計画を作成し、及び臨床修練を実施するに当たっては、地域の医療関係者と密接に連携する必要があること。

また、地域の医療関係者と密接に連携していることについて、当該診療所において臨床修練を行おうとする外国医師が臨床修練の許可を厚生労働大臣に申請する際に申請書に添付することとされている臨床修練計画書において、その旨を明記すること。

- 上記第2の2（1）に掲げる要件については、例えば、
  - 発展途上国において医療水準の向上等を図るために活動に参加していること
  - 海外の医療機関との間で、視察や講演者の派遣及び受入れなどの人的交流があること
  - 医療の分野における国際的なカンファレンスや学会等に積極的に参加していること
  - 海外の医療機関との間で、医学に関する共同研究を実施していること等の取組を行っていることが必要であること。
- 上記第2の2（2）に掲げる要件については、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令158号）第4条第1項第15号に規定する臨床研修指導医として、同項第14号に規定する研修医を3年以上指導した経験を有する医師を、診療所において、臨床修練等特例法第2条第9号に規定する臨床修練指導医として確保し、外国医師の実地の指導監督を行う体制が確保されていることが必要であること。

## 前回ヒアリングを踏まえた厚生労働省の対応の方向性

- 現行の臨床修練制度を利用する診療所は近年でも事例が少ない。診療所は、病院に比べて、医師数や標榜している診療科の数が少なく、また設備も限定されることから、今後も活用件数が少ないものと予想される。
- こうした中で、特区制度による活用メニューを平成27年より整備しているものの、特区制度を活用する際の手続負担や、現行制度と特区制度の制度的な差異などを総合的に考慮すると、診療所にとっては特区制度の活用が必ずしもメリットになっていないことが考えられる。これは構造改革特区に移行した場合であっても同様であると推察される。
- 一方で、現在特区制度の活用を検討している診療所からは、特区制度について「現行制度では病院との連携が求められるが、特区ではその必要がなく、その点、診療所側がより主体的に判断できる（相手方の病院という組織判断を待つ必要性が低い）ことにメリットを感じている」との声も確認できた。
- これらを踏まえ、引き続き地域で安心・安全な医療が提供されることを前提に、特区制度における実績も踏まえて、今後の特例措置の取扱いについて検討することとする。

# 參考資料

# 外国医師の臨床修練制度の概要について

国家戦略特区等ワーキンググループ  
関係省庁等からのヒアリング第14回

厚生労働省提出資料 令和7年10月8日

## 【原則】

医師法第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

## 【特例】

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律  
(昭和62年法律第29号。昭和62年11月施行。)

## 【趣旨】

医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することを目指し、医療研修を目的として来日した外国医師等に対し、その目的を十分に達成することができるよう、当該研修において医業等を行うことを特例的に認める制度。

## 【臨床修練の定義】

外国医師等が、厚生労働大臣の指定する病院、又は厚生労働大臣の指定する病院と緊密な連携体制が確保された診療所において、臨床修練指導医等の実地の指導監督の下に医業等を行うこと。

## 【臨床修練の許可】

外国医師等は、厚生労働大臣の許可を受けて、2年以内の期間、臨床修練を行うことができる。

- ① 医療に関する知識・技能の修練を目的として本邦に入国している、又は入国しようとしていること。
- ② 外国の医師等の資格を取得後、3年以上の診療経験を有すること。  
※ なお、必ずしも日本語の能力を有する必要はないが、臨床修練指導医等が使用する言語を理解し、使用する能力を有する必要がある。

# 国家戦略特区における臨床修練制度の特例について

国家戦略特区等ワーキンググループ  
関係省庁等からのヒアリング第14回

厚生労働省提出資料

令和7年10月8日

## 目的

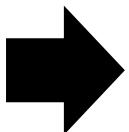
我が国の優れた地域医療を学びたいというニーズに応え、修練制度の趣旨の範囲内で国際交流を促進

- (例) ・地域医療の未整備な国の外国医師が、日本の優れた医師が提供する地域医療を学びたい  
・その地域と共通の地域資源(温泉等)を有する国の外国医師が、我が国の当該地域資源を活かした医療を学びたい

## 臨床修練病院等となる診療所

### 現行の要件

指定病院との間で緊密な連携体制を確保



### 特例の要件

臨床修練が適切に行われるための指導医による指導監督に係る体制を確保等

## 本特例の考え方

- 外国人医師が日本の医療を学ぶという制度の根幹に変更なし。
- 現行と同様、外国医師は、指導医の実地の指導監督の下で医業を実施。
- 指定病院との連携体制の代わりに、指導医による指導監督体制等を適切に確保。

## 特例の利用実績

- 1件（東京圏国家戦略特別区域において令和6年6月に区域計画の認定。活用実績はなし。）



## 胎児診断の臨床修練診療所確保事業

規制改革メニューの活用により目指す姿

外国医師等をクリニックで受入れ、胎児診断の臨床修練を通して、医療分野の国際交流の進展に寄与する

### 千葉市で修得した胎児診断が世界中に広がる



①母国のために胎児診断を修得したい外国医師等は研修先を世界中で検討



③外国医師等は修得した胎児診断を母国で導入

④胎児の病気の早期発見や治療につながり、世界中の子どもたちの命を守る機会を創出



②外国医師等が来日し、千葉市で胎児診断の研修を受講  
規制改革メニューで取り組む部分



# 千葉市における国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業の概要について

## 実施する医療機関の名称

F M F 胎児クリニック東京ベイ幕張（令和6年6月4日計画認定）

国家戦略特区等ワーキンググループ  
関係省庁等からのヒアリング第14回

厚生労働省提出資料 令和7年10月8日

## 診療科目・施設区分

診療科目： 産科

施設区分： 無床診療所

## 臨床修練期間等

令和6年9月1日～令和8年8月31日まで（予定）

台湾、ベトナム、マレーシアから随時受け入れる予定

## 実施予定の臨床修練の内容

臨床修練は、指定に係る診療所内で、臨床修練指導医の実地の指導監督の下、主に次の内容で行う。

### （1）遺伝カウンセリング

胎児診療前後のカウンセリングに同席し、先天性疾患への不安を理解し、解決策の提案ができる知識と技術を習得する。

### （2）胎児超音波検査

胎児超音波検査を、妊婦に対して実施する。指導医の指導監督の下、超音波所見を受診者へ説明する技術を習得する。

### （3）検体の扱い

胎児診療に関わる各種検体（血液、羊水、絨毛）解析について理解し、検体の取り扱いを学ぶ。

### （4）診療録の記載

臨床修練の実施後は、臨床修練外国医師により診療録を記載させ、臨床修練指導医による指導等が行われた旨を記載するとともに、臨床修練指導医の署名を行う。

## これまでの実績

令和7年5月29日国家戦略特別区域会議合同会議 資料「令和6年度国家戦略特別区域の評価（本文）」より抜粋

	実績(年度)	目標
	令和6	6
外国医師の人数(人)	0	1
外国看護師等の受入人数(人)	0	1
外国医師が診察で携わった患者実数(人)	0	20
外国看護師等が診察等で携わった患者実数(人)	0	20

- ・遅延した理由は、受入を予定していた外国医師が先方事情により急遽断念せざるを得なくなってしまったためである。今後の対応としては、引き続き事業者が主体的に外国医師や外国看護師の候補者の選定と調整を進め、受入に向けて積極的に協議していく予定である。

# 現行制度と国家戦略特区による特例制度の違い

国家戦略特区等ワーキンググループ  
関係省庁等からのヒアリング第14回

厚生労働省提出資料

令和7年10月8日

## 現 行 制 度

### 指定病院

- 厚生労働大臣の指定する病院  
(指定基準は厚生労働省において定める) 【法律】

- 修練医に対する厚生労働大臣の許可 【法律】

- 指導医による実地の指導監督 【法律】

### 診療所

- 厚生労働大臣の指定する診療所 (指定基準は厚生労働省において定める) 【法律】
- 指定病院と緊密な連携体制を確保することについて当該指定病院の同意 【施行規則】

- 修練医に対する厚生労働大臣の許可 【法律】

- 指導医による実地の指導監督 【法律】

## 国 家 戰 略 特 区

### 診療所

- 以下要件を満たす区域計画に係る厚生労働大臣の同意と内閣総理大臣の認定 【特区法】
  - ・診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること
  - ・指導医による指導監督に係る体制が確保されていること

- 修練医に対する厚生労働大臣の許可 【法律】
  - ・地域の医療関係者との密接な連携 【通知】

- 指導医による実地の指導監督 【法律】

# 国家戦略特区による特例の全国展開について

## 厚生労働省の考え方

- 臨床修練制度は、医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することを目指し、国内において外国人医師の修練を特例的に認めるもの。外国における医師の国家資格制度が様々である中、外国の医師で日本において診療等を伴う研修を行うことを希望している者に対し、一定の制約下に診療等を伴う研修を行う許可を与えている。
- 修練に当たっては、わが国の患者や医療の安全性を確保する観点から、修練する外国人医師や受け入れる病院・診療所において、一定の要件を満たす必要がある。
- このような中、条件を満たした診療所については、国家戦略特区による特例を活用して修練医を迎えることが可能。特例の活用によって、ひいては、わが国の産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点形成、経済の発展及び国民生活の向上に寄与することが考えられるところ。
- 一方で、本件に係る国家戦略特区による特例については、現在に至るまで活用実績がなく、現在も区域計画が継続中である。活用実績の検証等もなされないまま全国展開を検討することは、医療や患者の安全性を所管している厚生労働省として、課題であると考えている。
- 今後の全国展開の検討に際しては、まずは国家戦略特区による特例の実績を踏まえた検証を行う必要があるのではないか。